

# R6年度 いしかわ文化観光推進ファンド

---

---

## いしかわ文化観光コンテンツ造成支援事業 公募要領

---

---

令和6年5月  
公益社団法人石川県観光連盟

◆公募期間

令和6年5月31日（金）～7月31日（水）

◆問合せ先

いしかわ文化観光コンテンツ造成支援事業運営事務局

電話番号 : 076-208-4025

電子メール : [shinsei@ishi-bunkan.jp](mailto:shinsei@ishi-bunkan.jp)

【注】この公募要領は、必要に応じて改定されることがありますので、(公社)石川県観光連盟ホームページ(ほっと石川旅ねっと)で最新のものをご確認ください。

[https://www.hot-ishikawa.jp/business/news/detail\\_60.html](https://www.hot-ishikawa.jp/business/news/detail_60.html)

## 【目次】

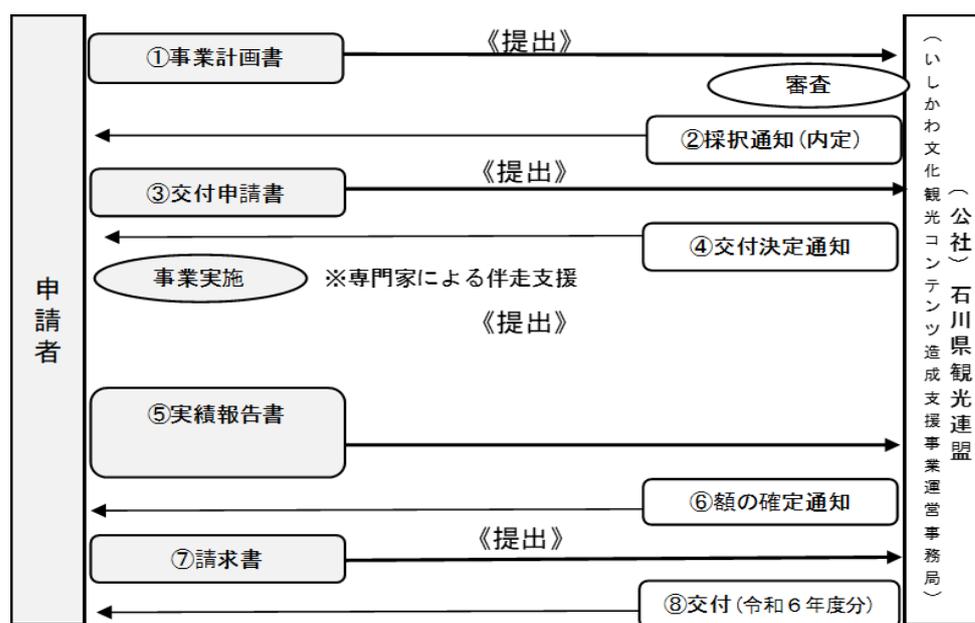
1. 本事業の流れ	P 1
2. 目的	P 2
3. 応募期間	P 4
4. 補助対象事業の実施期間	P 4
5. 補助対象事業者の要件	P 4
6. 補助内容	P 5
7. 応募方法	P 7
8. 採択事業者の選定	P 8
9. 補助金の交付	P 9
10. 補助事業の実施に係るその他留意点	P 9

## 1. 本事業の流れ

本事業の大まかな流れは、以下のとおりです。

- (1) 補助を受けようとする事業者・団体は、事業計画書を含む、応募書類一式を記入の上、事務局に提出してください。(提出期限厳守)
- (2) 提出書類に基づき、有識者等で構成する審査会にて審査を行い、審査結果を事務局より通知します。  
※必要に応じて事務局より応募書類に関して確認することがあります。
- (3) 採択の通知を受けた事業者・団体（以下「採択事業者」という。）には、必要に応じて事業計画書を見直し、通知された額の範囲内で必要に応じて内容を修正の上、交付申請書と併せて提出していただきます。
- (4) 採択事業者は、交付決定の通知を受けた後、事業を開始することができます。
- (5) 採択事業者は、策定した事業計画書に基づき、(公社)石川県観光連盟（以下「県観光連盟」という。）が派遣する専門家の助言指導（伴走支援）を受けながら事業を実施することができます。
- (6) 採択事業者は、毎年度、実施した事業の結果を報告するとともに、証憑等の精算に係る書類を事務局に提出します。事務局による審査を経て、必要な補助対象経費について、当該年度分の補助を受けることができます。

### <令和6年度の手続きの流れ>



※令和7年度以降も③～⑧の手続きをします。

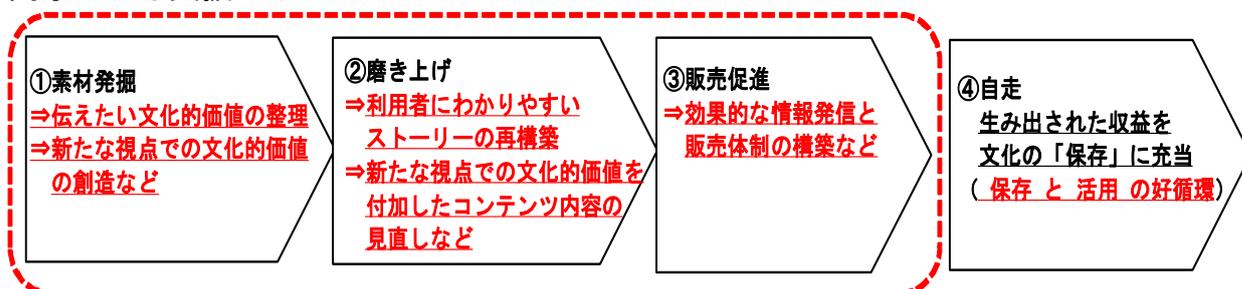
## 2. 目的

「文化の担い手（※1）」と「観光事業者（※2）」が連携して実施する、本県の文化資源（※3）を活用した、高付加価値な文化観光コンテンツ造成の取組みを支援することで、本県ならではの文化観光の魅力向上及び誘客拡大に繋がります。

### 事業のポイント

素材の発掘から旅行商品化への磨き上げ、販売促進までを最大2年間にわたり、専門家伴走型での一貫支援を実施します。

《専門家による支援のイメージ》



- ・ 県観光連盟が派遣する専門家から、知見やノウハウに基づいた助言等を得ながら事業を進めていただきます。

(専門家イメージ：観光地経営、旅行商品造成、ブランディング、情報発信 など)

＜本事業における用語の定義について＞

※1 「文化の担い手」とは

伝統芸能や伝統工芸などの伝統文化の継承や、文化に関する創作活動などの実践、専門的な知識や技能をもって文化の保存・活用等に取り組む事業者及び施設管理者、又はこれらで構成される組合・団体などとする。

※2 「観光事業者」とは

観光地域づくり法人(DMO)・観光協会、及び旅行会社、宿泊、飲食、交通、土産や名産品の製造・販売、観光地の娯楽・レジャー産業に携わる事業者及び団体などとする。

※3 本県の文化資源について

- ・ 文化財保護法、石川県文化財保護条例又は県内市町の文化財保護条例に基づき指定等を受けた県内の文化財、日本遺産の構成文化財、いしかわ歴史遺産の構成文化財、及びその他の文化資源（芸術、伝統芸能、伝統工芸、食文化、生活文化等、ふるさと文化）を主としたもの
- ・ 上記の文化財・文化資源を保存・展示する施設

## 【本県の文化資源例】

分野	文化資源例
県内の指定等文化財	有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料）、無形文化財（芸能、工芸技術、生活文化）、民俗文化財（有形・無形）、史跡・名勝・天然記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区、選定保存技術
日本遺産の構成文化財	「灯舞う半島 能登 ～熱狂のキリコ祭り～」 「『珠玉と歩む物語』小松 ～時の流れの中で磨き上げた石の文化～」 「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」
いしかわ歴史遺産の構成文化財	「三つの寺院群と茶屋街 ～歩く・観る・祈る～」 「七尾城が語る「能登の戦国都市物語」」 「平安の世の歴史物語が息づく歌舞伎のまち・小松」 「平家の末裔 時国氏の繁栄」 「「漂着神」の聖地～日本海交流が伝える祈りと祭りの文化財めぐり～」 「きらめきに包まれるまち～今に息づく金沢の金箔～」 「加賀の白山と水の文化」 「能登半島を彩る深紅の花 ～のとキリシマツツジ古木群～」 「能登国府を探る ～能登立国 1300 年～」 「能登の禅の古刹と古道を歩く ～永光寺から總持寺へ～」 「能登の王墓 ～半島を舞台に躍動したノトの王～」 「大聖寺十万石城下町 ～江戸時代の町絵図で歩ける町～」 「いにしへの記憶をたどる道 ～俱利伽羅峠～」 「能登の山岳信仰の霊場 ～石動山と山麓の歴史遺産～」
芸 術	文学、音楽、美術、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション、コンピュータ等の電子機器等を利用した芸術）等
伝統芸能	能楽、邦楽、日本舞踊 等
伝統工芸	輪島塗、山中漆器、加賀友禅、九谷焼、金沢仏壇、金沢箔、七尾仏壇、金沢漆器、牛首紬、加賀繻、和紙、美川仏壇、桐工芸、檜細工、珠洲焼、加賀毛針、大樋焼、加賀竿、加賀獅子頭、加賀象嵌、加賀提灯、加賀水引細工、金沢表具、金沢和傘、郷土玩具、琴、三弦、太鼓、竹細工、茶の湯釜、鶴来打刃物、手捺染型彫刻、銅鑼、七尾和ろうそく、能登上布、能登花火等
食文化	地酒、発酵食品、食材、調理法、器としての伝統的工芸品 等
生活文化等	茶道、華道、書道などの生活文化、講談、落語、歌唱などの芸能、囲碁・将棋などの国民的娯楽 等
ふるさと文化	祭り、歴史的・文化的景観、海女文化、年中行事、方言、その他地域固有文化 等
その他	温泉、サブカルチャー 等

### 3. 応募期間

令和6年5月31日（金）～7月31日（水）＜17：00必着>

### 4. 補助対象事業の実施期間

補助金の交付決定日（令和6年10月頃）から令和8年9月30日（2年以内）

※ただし、令和6年度中に事業着手しないものは対象外となります。

### 5. 補助対象事業者の要件

以下に該当する者を本補助金の補助対象事業者とします。

「文化の担い手」又は「観光事業者」に該当する者（P2「2. 目的」参照）

※石川県内に住所または活動の拠点を置いていること。

※応募主体及び連携先に、「文化の担い手」及び「観光事業者」が含まれていること。

※実行委員会等、臨時的に組織される団体の場合は、その主な構成団体（中心団体）が以下の要件を満たすこと

- （1）石川県内に住所または活動の拠点を置いていること
- （2）一定の規約等を持ち、代表者が明らかであること
- （3）会計経理が明確であること

※事業実施にあたり、活用する文化資源の所有者・管理者等から同意を得ていること（所有者・管理者等の定めがない場合は不要）。

※国・地方公共団体から指定等を受けている文化財にあっては、事業実施について県内市町の文化財保護部局に事前に相談、情報共有していること

ただし、以下のいずれかに該当する者を除きます。

- ・ 公益を害するおそれのある者
- ・ 地方公共団体又は地方公共団体が設立した団体
- ・ 補助対象者及び補助対象者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、石川県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団等に該当、かつ将来にわたっても該当する者
- ・ その他、事業の趣旨に適合しないと認められる者

## 6. 補助内容

### (1) 補助対象事業

以下の要件を全て満たす事業を、本補助金の補助対象とします。

- ・ 本県の文化資源を活用する取組みであること。(文化資源の定義は P2「2. 目的」参照)
- ・ モデルツアーをはじめとした、地域に実際に旅行者が訪れる取組み、販路形成、プロモーションなど、旅行商品として販売を想定した総合的な取組みであること。
- ・ 本事業終了以降、磨き上げたコンテンツを旅行商品として販売する、又は継続的に実施することを前提とした取組みであること。
- ・ 新規性のある取組みであること。

※令和6年能登半島地震により被災した地域における、創造的復興に係る取組みは、積極的に支援します。

※ただし、特定の政治活動又は宗教的活動を目的とする事業や、当該事業の実施に必要な経費のうち、県観光連盟の補助金を除く額を調達できる見込みがない事業は対象外となります。

### (2) 補助対象経費

補助対象事業に要する以下の経費のうち、県観光連盟が認めるものを対象とします。

- ① 文化資源を活用した新たな高付加価値コンテンツの造成に係る経費
  - ・ 文化観光コンテンツ、旅行商品等の企画開発
  - ・ 文化・観光イベントの実施
  - ・ 共通クーポン券等の企画開発
  - ・ 観光戦略の策定
  - ・ ワークショップ、協議会等の開催
  - ・ 地域事業者や地域住民に対するセミナーの開催
  - ・ 専門家からの意見聴取
  - ・ ガイドの育成
  - ・ 観光案内の改善・向上の取り組み
  - ・ 造成したコンテンツに関するモニターツアーの開催
  - ・ 効果検証、課題抽出のためのアンケート・ヒアリングの実施・分析
  - ・ コンテンツに関連する名産品等の企画開発
  - ・ 予約・決済システムの導入
  - ・ 備品・消耗品（感染症対策にかかる物品購入含む）の購入 等

② 設備の導入や軽微な施設の改修等に係る経費（補助上限200万円）

- ・ コンテンツの造成に必要となる設備の導入や軽微な施設の改修 等

③ プロモーションに係る経費（補助上限200万円）

- ・ 企画開発したコンテンツを販売するために必要となる写真、動画、ホームページ、チラシ、パンフレット等、対外的な情報発信のための素材やツールの作成、ブランドを象徴するロゴ等デザインの作成
- ・ 旅行博等イベントへの出展、メディアと連携した情報発信、WEBやSNS等を活用した情報発信、旅行会社と連携した販売促進など、造成したコンテンツの販路拡大を目的とした広告宣伝 等

(3) 補助対象外経費

補助対象外となる経費は、以下の通りです。

- ・ 本事業に直接関係のない経費
- ・ 交付決定前に発生した経費や本事業の申請に要した費用
- ・ 事業実施者における経常的な経費（運営に係る人件費（ただし、本事業の実施に係る賃金は除く。）及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- ・ 事業等の内容に関わらず、事業実施者において当然備えているべき機器・備品等（例：机、椅子、書棚等の什器類、事務機器）
- ・ 宗教的儀式に係る費用（観光コンテンツの一部として実施するものであって、宗教的性格を持たないものを除く。）
- ・ 申請者である団体がその構成員に対して委託する等内部支出に該当する経費
- ・ コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ・ 旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- ・ 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- ・ 本事業における資金調達に必要となった利子等の経費

(4) 補助額

計画期間	補助額
1年以内	上限 500万円
2年以内	上限 1,000万円

(5) 補助率

補助対象経費から、事業収入を控除した額の3分の2以内

※補助額は千円未満を切り捨てた額とします。

※県観光連盟以外の補助金等について、自己負担額の範囲内での給付を受けることは可能とします。

## 7. 応募方法

### (1) 提出書類

- ① 事業概要
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 申請者概要調書
- ⑤ 同意書
- ⑥ 収支予算書チェック表
- ⑦ その他、申請者の活動内容や実績等が分かる資料

※様式(記入例含む)は、下記ホームページからダウンロードできます。

[https://www.hot-ishikawa.jp/business/news/detail\\_60.html](https://www.hot-ishikawa.jp/business/news/detail_60.html)

### (2) 提出方法

**郵送**または**持参**にて提出してください。

※FAX、メール等での提出は認められません。

※提出物は返却しませんので、事前にコピー等をお取りください。

### (3) 提出先

〒920-0919

金沢市南町2番1号 株式会社ケイ・シー・エス内

いしかわ文化観光コンテンツ造成支援事業運営事務局

### (4) 提出期限

令和6年7月31日(水)

### (5) スケジュール(予定)

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| ・募集開始       | 令和6年5月31日(金)     |
| ・公募説明会      | 6月6日(木) 14時～16時  |
| ・応募締切日      | 7月31日(水) 17時【必着】 |
| ・審査期間       | 8月上旬～9月上旬(予定)    |
| ・審査結果通知(書面) | 9月上旬(予定)         |
| ・事業開始       | 10月頃             |

## 8. 採択事業者の選定

### (1) 審査方法

- ・ 事業計画書は、県観光連盟内に設置する外部の有識者等で構成される審査会にて審査いたします。
- ・ 審査にあたり、事業計画書の記載内容に関し、事前にヒアリングさせていただくことがあります。
- ・ 審査方法は、審査基準に基づいて採点評価を行い、点数上位者から決定いたします。
- ・ 審査会は、非公開で行われ、審査結果に関する問い合わせには応じられません。

### (2) 審査基準

次のような観点から、審査を実施いたします。

審査項目	審査内容
新規性・有効性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ その文化資源ならではの独自性、地域性、歴史的背景等に基づいた取組であるか。</li><li>・ 地域の文化施設や文化資源等の高付加価値化を図る取組であるか。</li></ul>
文化資源等に対する貢献・収益性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 収益を文化資源等に還元させる事業構造となっているか。</li><li>・ 本事業を通じて、文化資源等の価値を守り、高めていくための仕組みや方針について示されているか。</li></ul>
具体性・計画性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 文化の担い手と観光事業者との連携・調整が十分にできており、かつ、地域で面的・継続的に事業を実行することができる実施体制となっており、実現可能性が高いものとなっているか。</li><li>・ 取組を進める上で、必要となる地元等関係者との調整が取れているか（又は取れる見込みであるか。）</li></ul>
誘客への寄与度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 想定しているターゲットが明確であり、将来的な需要が見込まれるか。</li><li>・ 誘客（プロモーション）の手法とコンテンツの販売手法が具体的であり、有効性が認められるか。</li><li>・ 一過性のイベントで終わるものではなく、通年の誘客に寄与できるものになっているか。</li><li>・ 事業計画は期待する効果を得られるものになっているか。</li></ul>
継続性・発展性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業終了後も、自走による継続が可能な取り組みか。</li><li>・ 事業や事業者の発展が期待できるか。</li></ul>

※能登半島地震により被災した地域における、創造的復興に係る取り組みは積極的に支援

### (3) 通知

- ・ 審査結果は、9月上旬を目途に書面で通知いたします。採択となった方については、別途、交付に係る手続きを行っていただきます。
- ・ なお、採択された場合でも、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

### (4) 採択された場合の留意事項

- ・ 採択に係る式典や会議への出席及び事業概要のプレゼン等をお願いすることがあります。
- ・ 事業者名、住所、電話番号、代表者名、事業名、事業期間、補助金額を公表する場合があります。

## 9. 補助金の交付

- ・採択した事業については、毎年度「交付申請書」を提出していただいた上で交付決定となり、補助事業に着手することができます。その後、毎年度の事業実施後に「実績報告書」を提出していただき、実施状況等について確認させていただいた上で交付(精算払い)となります。(必要に応じて概算払いも認めることとします。)
- ・補助金は、毎年度の実績報告後に当該年度分を交付しますので、交付申請・実績報告にかかる手続きが年度ごとに必要となります。

## 10. 補助事業の実施に係るその他留意点

本事業に係るその他留意点を以下のとおりご案内しますので、必ずご確認・ご理解いただいた上で申請をお願いします。

- ・交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ・補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は、補助対象外となります。
- ・補助事業により取得した設備等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ってください。これらの財産の処分等に当たっては、事前に県観光連盟の承認を得なければなりません。また、処分等によって得た収入の一部を県観光連盟に納付しなければならない場合があります。
- ・補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ・補助事業期間中の進捗状況確認及び補助事業終了後の確定検査のため、県観光連盟が実地検査に入ることがあります。
- ・補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。